

## 平成16年度における警察庁の組織改編構想について

組織の名称は、いずれも仮称である。

### 第1 組織犯罪対策の強化

#### 1 趣旨

組織を背景とする犯罪の多発が、犯罪情勢悪化の大きな要因。

- ・ 来日外国人犯罪は急増・凶悪化・巧妙化。その背景は組織化。
- ・ 薬物・銃器事犯の多発と組織化。
- ・ 暴力団と薬物・銃器密売組織、外国人犯罪組織の連携。

情報の収集・分析・共有と犯罪組織壊滅に向けた戦略的捜査の推進。

#### 2 「組織犯罪対策部」の設置

(1) 暴力団対策部を「組織犯罪対策部」に改組し、暴力団対策と薬物・銃器対策、来日外国人犯罪対策を一体的に推進。

(2) 「組織犯罪対策部」は、「企画分析課」、「暴力団対策課」、「薬物銃器対策課」、「国際捜査総括官」により構成。

(3) 部の筆頭課として、「企画分析課」を置き、組織犯罪に係る情報を集約・分析し犯罪組織壊滅に向けた戦略を策定。

情報の集約・分析については、同課の「犯罪組織情報官」に担当させる。

(4) 「薬物銃器対策課」には、「国際情報室」を置き、国際的な共同捜査を推進。

(5) 「国際捜査総括官」は、来日外国人犯罪対策を含む国際的な犯罪捜査や国際捜査共助を担当。

#### 3 外国の警察行政機関等との連絡に関する国の権限の明確化

<現 状> 警察庁は「調整」の範囲で関与。

<改正後> 国が「つかさどる」事務として位置づけ、警察庁の責任の下に実施。都道府県警察に対して強力に指揮監督。

## 第2 テロ対策の強化

### 1 趣旨

イスラム過激派、北朝鮮など国際テロ情勢が緊迫化

- ・ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- ・ テロへの対処能力の向上

### 2 「外事情報部」の設置

- (1) 警備局に「外事情報部」を設置（官房国際部の振替）し、部長による外国治安情報機関との間のハイレベルの折衝、バイ・マルチの国際会合におけるプレゼンスの確保により、情報収集機能を抜本的に強化。
- (2) 外事情報部に「外事課」、「国際テロ対策課」の2課を設け、
  - ・ 外事課～諜報活動の取締りを強化
  - ・ 国際テロ対策課～
    - ・ 情報収集・分析機能を強化
    - ・ 「国際テロ特別機動展開部隊」を運用

### 3 重大テロ事案対処のための権限整備

爆弾テロ、NBCテロを敢行しようとしているテロリストの鎮圧については、警察庁による個別具体的な指揮監督の下に実施。

### 4 国外におけるテロ事案への対処のための権限整備

- < 現 状 >
  - ・ 被害者の日本における住居などを管轄する都道府県警察が対処
  - ・ 都道府県警察が行う対処につき、警察庁は「調整」の範囲で関与
- < 改正後 > 警察庁が、対処すべき都道府県警察を定めるなど、関係都道府県警察に対し、態勢に関し指示。

### 5 外国の警察行政機関等との連絡に関する国の権限の明確化（既出）

### 6 長官官房参事官（右翼対策担当）の新設

### 7 警備企画課に、「危機管理企画官」、「衛星情報官」を設置

### 第3 サイバー犯罪対策の強化

#### 1 趣旨

サイバー犯罪の急増に対処。

#### 2 情報通信部門による技術的支援の強化

<現状> 都道府県警察の行うサイバー犯罪捜査に対する技術的支援は、サイバーフォースの活動を除き、警察庁技術対策課及び各管区警察局技術対策課による在庁による指導が主。

<改正後> 都道府県通信部を都道府県「情報通信部」に改組するとともに、これらの業務を実施させる。

現場臨場による技術支援を、迅速に実施

#### 3 捜査の指導・調整の強化

全国警察におけるサイバー犯罪捜査の指導・調整のため、生活安全局に「サイバー犯罪対策課」を設置。

### 第4 その他

#### 1 皇宮護衛官の権限の整備

警察官職務執行法による質問、犯罪の予防・制止などの権限を、皇宮護衛官に準用

#### 2 長官官房政策評価審議官の新設

#### 3 生活安全企画課に、「犯罪抑止対策室」を設置。